

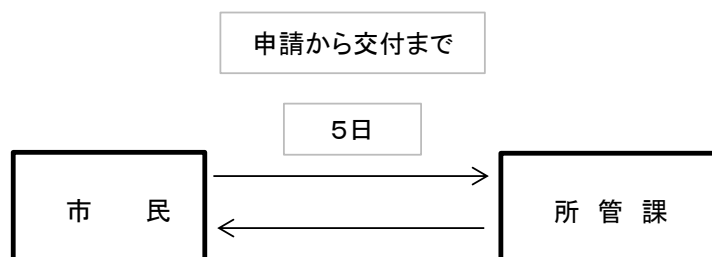
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	高圧ガスの輸入検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき輸入検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第22条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判断基準	<p>法第22条第1項に該当する者の申請で、同条同項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載 高圧ガス保安法 第22条 高圧ガスの輸入をした者は、輸入をした高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事が行う輸入検査を受け、これらが経済産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合 二 船舶から導管により陸揚げして高圧ガスの輸入をする場合 三 経済産業省令で定める緩衝装置内における高圧ガスの輸入をする場合 四 前2号に掲げるもののほか、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして経済産業省令で定める場合</p> <p>一般高圧ガス保安規則 第45条の3 輸入高圧ガスに係る技術上の基準 第99条 危険のおそれのない場合等の特則</p> <p>液化石油ガス保安規則 第45条の3 輸入高圧ガスに係る技術上の基準</p> <p>冷凍保安規則 第31条の3 輸入高圧ガスに係る技術上の基準 第69条 危険のおそれのない場合等の特則</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。